

生活情報センターくらしかん公衆Wi-Fi設置及び 提供業務に関する仕様書

業務名称 生活情報センターくらしかんの公衆Wi-Fi設置及び提供

履行期間 契約締結日から5年程度

ただし令和4年度以降については各年度における予算措置がされる場合に限る。

履行場所 生活情報センターくらしかん(豊中市北桜塚2-2-1)の1階、2階、3階

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

来館した市民や貸室利用者が快適にインターネットを利用できるよう、新たに広く市民が利用できるWi-Fiスポットを設置することにより、公共施設のデジタル化推進に寄与するとともに、来館者、利用者の利便性を向上させることを目的とする。

(2) 業務内容

業務の全てを専門の事業所により実施。実施業務に関わる内容は以下のとおり。

- ①Wi-Fi設置の企画に係る業務
- ②インターネット回線、アクセスポイントの工事及び保守
- ③公衆Wi-Fiを通じたインターネット環境の提供
- ④機材の手配
- ⑤無線通信回線のセキュリティ診断
- ⑥その他設置、保守に係る業務

(3) 仕様など

①ハード面について

- a. 生活情報センターくらしかんの1階のキッチン、喫茶くらしかん、フリースペース、生活情報ひろば、2階においては各相談室、3階においては各貸室において使用できること。
- b. 各フロアにおいて同時に20人が利用可能であること。

②ソフト面について

- a. 本Wi-Fiに接続する端末同士が通信できないよう設定を行うこと
- b. Wi-Fiのアクセスポイントやインターネットとの接続にかかるファームウェアアップデート

ートを行うこと

- c. インターネット回線やアクセスポイントの保守を行うこと
- d. 利用者毎に事前登録やID・パスワードの入力などの認証が必要な機能を有していること
- e. 連続して利用できる時間を制限できること
- f. セキュリティに関する注意喚起を表示し、利用者に同意を得る機能を有していること
- g. 原則として、365日24時間稼働していること（保守などで一時的に停止する場合は除く）
- h. 災害時には利用者にインターネット接続を開放する機能を有していること
- i. 利用状況や実績などをWEBページから確認できること
- j. 無線通信回線のセキュリティ診断を実施すること

（４）個人情報の取扱い等

- ①個人情報を取り扱うときは、「個人情報取扱特記事項」を守ること。なお、個人情報保護の観点から受託者は、『誓約書』を提出すること。
- ②本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属する。
- ③事業の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は市と協議するものとする。
- ④その他、事業の実施に際しては市の指示に従うこと。

（５）その他

その他、上記（１）～（４）によりがたい状況が発生した場合には、豊中市と受託者は速やかに協議するものとする。

(別 記)

特 記 仕 様 書

I 妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、豊中市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、速やかに、豊中市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届出するものとする。ただし、急を要し、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書を各々提出するものとする。
- (3) 受託者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

II 個人情報取扱特記事項（＊該当する契約の場合のみ）

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により豊中市に報告しなければならない。

2 受託者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により豊中市に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第5 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(再委託)

第6 受託者は、豊中市の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

2 豊中市は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、豊中市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の適正管理)

第8 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

(収集の制限)

第9 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 受託者は、豊中市の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は豊中市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11 受託者は、豊中市の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために豊中市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第12 受託者は、この契約による事務を処理するために、豊中市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに豊中市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、豊中市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第13 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第14 豊中市は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第15 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第16 豊中市は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第17 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより豊中市が損害を被った場合には、豊中市にその損害を賠償しなければならない。